

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成31(令和元)年度の保険料について

保険料額決定通知書を7月上旬発送しますので、ご確認ください。

保険料の決まり方(年額)

被保険者全員が納める額 均等割額 40,514円	+	所得に応じて納める額 所得割額 基礎控除後の所得×所得割率(7.41%)	=	青森県の保険料 限度額62万円
--------------------------------	---	--	---	--------------------

* 保険料率(均等割額・所得割額率)はこれまでと変更ありません。

* 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額となります。

均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	8.5割
33万円以下かつ被保険者全員が公的年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない	* 8割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割

* 平成31年4月1日から軽減割合が9割から8割に変更となりました。

被用者保険の被扶養者であった方の軽減

資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減となります。

* 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

* 世帯の所得が低い方は、均等割額の更なる軽減(8.5割軽減、8割軽減)が受けられます。

問…青森県後期高齢者医療広域連合 TEL017-721-3821

国保年金課 内線2345

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新について

8月1日は被保険者証の更新日です。

新しい被保険者証は、令和3年7月31日までの有効期限で、7月下旬に郵送となります(ただし、保険料の滞納等の理由により納付相談の必要な方や、所得の更正および世帯構成の変更により負担割合が変更になる方については、有効期限および更新時期が異なる場合があります)。

現在お使いの被保険者証は、8月1日以降に後期高齢者医療担当窓口に戻還していただくか、裁断した上

で確実に破棄してください(郵送による返還もできません)。

交付されましたら、記載内容をご確認の上、誤りがありましたら窓口にお申し出ください。

平成30年中の所得状況等により、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合(Tel017-721-3821)または国保年金課 後期高齢者医療係(内線2345)までお問い合わせください。



館田学園 五所川原第一高等学校通信制課程 ネットコース新設! 生徒募集中

* ネットコースとは…

- * 遠方の方
- * 対人関係が苦手で閉じこもりがちの方
- * 病気で通学がままならない方
- * 仕事や育児・介護で通学の時間が取れない方など

①スクーリング(自宅動画配信を受講)+(前期と後期の集中スクーリング)

②レポート(自宅から各自のスマートフォン、タブレット、PCを利用して提出)

③特別活動(通信制の学校・生徒会行事への一定時間数の出席)

74単位修得で
高校卒業資格が
取得できます

まずはお電話でご相談下さい。

☎0173-26-6662

一般コースの
転入・編入も
随時受付中!

〒037-0044 青森県五所川原市字元町6-1
(※全日制とは別校舎です) 公休日: 水・日祝日

詳しくは通信制ホームページで <http://goichiko.jp/tsushin/>